GE.25-05043 (E)
人権理事会
第 58 回セッション
2025 年 2 月 24 日～4 月 4 日

議題 3
発展の権利を含む、あらゆる人権、市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利の促進と保護
アルバニア、アルゼンチン、＊アルメニア、＊オーストラリア、＊オーストリア、＊ボリビア（多国籍国）、ブラジル、カーボベルデ、＊チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、＊キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、エクアドル、＊エチオピア、ガボン、＊ガンビア、ガーナ、イタリア、＊ クウェート、** ルクセンブルク、＊ マラウイ、マーシャル諸島、メキシコ、モンゴル、*モンテネグロ、＊ モザンビーク、＊ ナイジェリア、＊ 北マケドニア、パラグアイ、＊ペルー、＊フィリピン、＊ポルトガル、＊モルドバ共和国、＊セルビア、＊スロバキア、*スロベニア、スペイン、タイ、ウクライナ、ウルグアイ：修正決議案
* 人権理事会の理事国ではない。
** 湾岸協力会議の加盟国である国連加盟国を代表して。

58/… 高齢者の人権の促進と保護に関する法的拘束力のある文書の作成のための政府間作業部会

人権理事会、

国連憲章とすべての国家がすべての人権と基本的自由を尊重し、保護し、履行する義務を再確認し、世界人権宣言、市民的および政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約も再確認し、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、障害者の権利に関する条約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取り扱いまたは処罰に関する条約、すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約、およびその他の関連するすべての人権条約と文書を想起し、

世界人権宣言の第 1 条を想起し、すべての人間は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利において平等であること、

国連高齢者原則、政治宣言、高齢化に関するマドリード国際行動計画 2002 年、および 2010 年 12 月 21 日の決議 65/182、2011 年 12 月 19 日の決議 66/127、2015 年 12 月 17 日の決議 70/164、2020 年 12 月 14 日の決議 75/131、2021 年 12 月 16 日の決議 76/138、2022 年 12 月 15 日の決議 77/190、および 2023 年 12 月 19 日の決議 78/177 を含むその他の関連するすべての総会決議を念頭に置き、高齢化に関するオープ

ンエンド作業部会の作業の終了を定めた 2024 年 8 月 13 日の総会決議 78/324 および 2024 年 12 月 17 日の総会決議 79/147 を想起し、

高齢化に関するオープンエンド作業部会の 14 回の会合にわたる作業を評価し、作業部会が、とりわけ、高齢者のすべての人権の平等な基礎に基づく認識と実現を促進し、保護し、確保するための国際的な法的拘束力のある文書の作成を勧告した決定 14/1,1 に留意し、

2012 年 9 月 28 日の人権理事会決議 21/23、2013 年 9 月 27 日の 24/20、2016 年 9 月 29 日の 33/5、2019 年 9 月 26 日の 42/12、2021 年 10 月 7 日の 48/3、2022 年 10 月 6 日の 51/4、2023 年 10 月 13 日の 54/13、高齢者の人権に関する人権理事会決議、および 2018 年 9 月 28 日の 39/18、2020 年 7 月 16 日の 44/7 を含むその他の関連する理事会決議を想起し、

高齢者の人権の促進と保護に関する国際法上の規範と義務に関する国連人権高等弁務官の報告書を念頭に置き、2

高齢者によるあらゆる人権の享受に関する独立専門家の活動と、国連人権高等弁務官事務所の貢献と支援を認識し、

高齢者の人権の保護と促進に関する地域的発展と規範的手段、特にラテンアメリカとカリブ海、アフリカ、ヨーロッパの高齢者の人権の保護と促進に関する地域的発展と規範的手段に留意し、

1. 1. 高齢者の人権の完全な享受を促進し、保護し、確保することを目的として、高齢者の人権に関する国際的な法的拘束力のある文書の草案を作成し、人権理事会に提出する権限を持つ、オープンエンド政府間ワーキンググループを設立することを決定する。

2. また、総会がそのような形式の再導入に同意した場合、オープンエンドの政府間ワーキンググループは、ハイブリッド形式で毎年 2 回、5 日間のセッションをジュネーブで開催し、ウェブキャストで配信されること、組織セッションは 2025 年末までに、遅くとも人権理事会の第 61 会期の開始までに 3 日間開催されることを決定する。

3. 国連人権高等弁務官に対し、このオープンエンドの政府間ワーキンググループに、その任務を効果的に遂行するために必要なあらゆる支援を提供するよう要請する。

4. 各国、高等弁務官、高齢者によるあらゆる人権の享受に関する独立専門家に対し、オープンエンドの政府間作業部会の作業に貢献するため、バーチャル地域会議またはセミナーを開催するよう要請する。

5. オープンエンドの政府間作業部会に対し、すべての利害関係者からの意見、高齢化に関するオープンエンド作業部会の調査結果と勧告、事務総長、国連人権高等弁務官事務所、高齢者によるあらゆる人権の享受に関する独立専門家の関連報告書、その他の関連する国際および地域人権機関およびメカニズムの作業を考慮に入れるよう要請する。

6. 各国、関係する国連組織、機関、基金、プログラム、国内人権機関、市民社会、特に高齢者とその代表団体に対し、オープンエンドの政府間作業部会の活動に積極的かつ建設的に貢献するよう呼びかける。

7. オープンエンドの政府間作業部会に対し、あらゆる地域グループからの高齢者とその代表団体の意義ある参加と関与を包括的な方法で奨励・促進し、特に、提案されている国際的な法的拘束力のある文書の主題と内容について高齢者が意見を表明する機会を与えるよう要請する。

8. オープンエンドの政府間作業部会に対し、人権理事会の第 63 回会期での検討のために進捗状況に関する報告書を提出し、読みやすくアクセスしやすい形式で報告書を公開するよう要請する。